



定 款

TOKEN 東建コーポレーション株式会社

定 款

《 目 次 》

第1章 総 則

第1条 (商号)	P. 1
第2条 (目的)	P. 1
第3条 (本店の所在地)	P. 2
第4条 (公告方法)	P. 2

第2章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)	P. 2
第6条 (自己の株式の取得)	P. 2
第7条 (単元株式数)	P. 2
第8条 (単元未満株式についての権利)	P. 3
第9条 (単元未満株式の買増し)	P. 3
第10条 (株主名簿管理人)	P. 3
第11条 (株式取扱規則)	P. 3

第3章 株主総会

第12条 (株主総会の招集)	P. 3
第13条 (定時株主総会の基準日)	P. 3
第14条 (招集権者及び議長)	P. 3
第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	P. 4
第16条 (決議の方法)	P. 4
第17条 (議決権の代理行使)	P. 4

第4章 取締役及び取締役会

第18条 (取締役の員数)	P. 4
第19条 (取締役の選任)	P. 4
第20条 (取締役の任期)	P. 4
第21条 (取締役会の設置)	P. 4
第22条 (取締役会規程)	P. 5
第23条 (代表取締役及び役付取締役)	P. 5
第24条 (取締役会の招集権者及び議長)	P. 5
第25条 (取締役会の招集通知)	P. 5
第26条 (取締役会の決議の省略)	P. 5
第27条 (相談役及び顧問の委嘱)	P. 5
第28条 (取締役の報酬等)	P. 5
第29条 (取締役の責任免除)	P. 5

第5章 監査役及び監査役会

第30条 (監査役及び監査役会の設置)	P. 6
第31条 (監査役の員数)	P. 6
第32条 (監査役の選任)	P. 6
第33条 (取監査の任期)	P. 6
第34条 (監査役会規程)	P. 6
第35条 (常勤の監査役)	P. 6
第36条 (監査役会の招集)	P. 6
第37条 (監査役の報酬等)	P. 6
第38条 (監査役の責任免除)	P. 7

第6章 会計監査人

第39条 (会計監査人の設置)	P. 7
第40条 (会計監査人の選任)	P. 7
第41条 (会計監査人の任期)	P. 7

第7章 計 算

第42条 (事業年度)	P. 7
第43条 (剰余金の配当)	P. 7
第44条 (剰余金の配当の除斥期間)	P. 7

定 款

平成30年7月26日改定

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、東建コーポレーション株式会社と称し、
英文では、TOKEN CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事、土木工事、電気工事、給排水工事、衛生設備工事、内装仕上工事、増改築工事及び修繕工事の企画、設計、請負、施工並びに監理
2. 建築資材、土木資材及び建築用機器材の開発、製造、加工、輸出入、販売
3. 建築用鉄骨の加工、販売及び工事請負
4. 家具、室内装飾品、什器備品等の住宅設備機器、家庭用電気製品、通信機器、日用雑貨品の開発、製造、加工、輸出入、販売及び施工
5. 不動産の有効利用に関する企画、調査、指導
6. 不動産の仲介、売買、交換、保有、鑑定、管理、運用
7. アパート・マンション等の賃貸事業経営
8. 土地の賃貸事業経営
9. テナントの募集、仲介、管理
10. 住宅地の開発造成
11. コンピュータソフトの販売、開発並びに情報処理、情報提供サービス及び運営管理
12. 情報通信機器、情報処理機器の賃貸並びに利用サービスの提供
13. 情報通信機器、情報処理機器の設置場所の賃貸、管理、運用
14. インターネットを利用した各種情報提供サービス並びに提供情報の企画・立案・制作
15. 携帯電話、携帯情報端末機器等の移動体通信機器を対象としたインターネットによる各種情報提供サービス並びに提供情報の企画・立案・制作
16. インターネットでの広告業務並びにインターネット上での広告スペース管理、仲介
17. インターネット上において、識別のため、利用者もしくはコンピュータシステムに割り当てられる固有文字列の考案、登録管理機関への登録申請の代行業務
18. インターネット、情報技術に関するコンサルタント業務
19. 携帯電話、携帯情報端末機器等の移動体通信機器を利用した施錠・解錠システムの開発、販売並びに同システムの機能を搭載した収納箱の販売
20. 建築工事または不動産の賃貸借に伴う融資並びにその代行業務
21. 前各号に関する加盟店の募集及び加盟店の指導業務
22. 寮、社宅、保養所、研修所、宿舍等の管理、運営受託事業
23. ゴルフ場、ホテル、スポーツ施設及び貸会場の経営

24. ゴルフ場及びゴルフ場付属施設の利用予約仲介業並びに代行の受託
25. ゴルフ会員権の売買、仲介、保有、交換、ゴルフ場経営に関する調査、企画、指導
26. 食堂喫茶及びゴルフ用品販売店の経営
27. 出版物の発行及び販売
28. 広告代理店業
29. 旅行業法に基づく旅行業
30. 乗車船券及びクーポン券並びに映画、演劇、催物等の入場券の受託販売
31. 損害保険代理業
32. 資金の立替、貸付及び手形の割引に関する業務
33. 債務の保証、引受、債権の売買業務
34. 集金代行に関する業務
35. 信用保証業務
36. 総合リース業
37. クレジットカード業
38. 割賦販売法による割賦購入斡旋業
39. 生命保険の募集に関する業務
40. 米、飲料水、酒類、観光用みやげ物の販売
41. 温泉から湧き出る湯の所有、管理、売買並びに温泉利用施設の運営
42. 博物館・美術館等の運営及び展示品の売買に関する事業
43. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、53,888,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、譲渡すべき自己株式を保有していないときは、この限りでない。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第21条 当社は、取締役会を置く。

(取締役会規程)

第22条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役及び顧問の委嘱)

第27条 取締役会は、その決議によって当会社に相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第30条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

（監査役の選任）

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役会規程）

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（常勤の監査役）

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役の報酬等）

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第43条 当社は、株主総会の決議により、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、当社は、取締役会の決議により、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。